

# 令和6年度 家庭的保育事業 集团指導

練馬区福祉部指導検査担当課  
保育サービス検査係



# 目次

## ★ 運営 ★

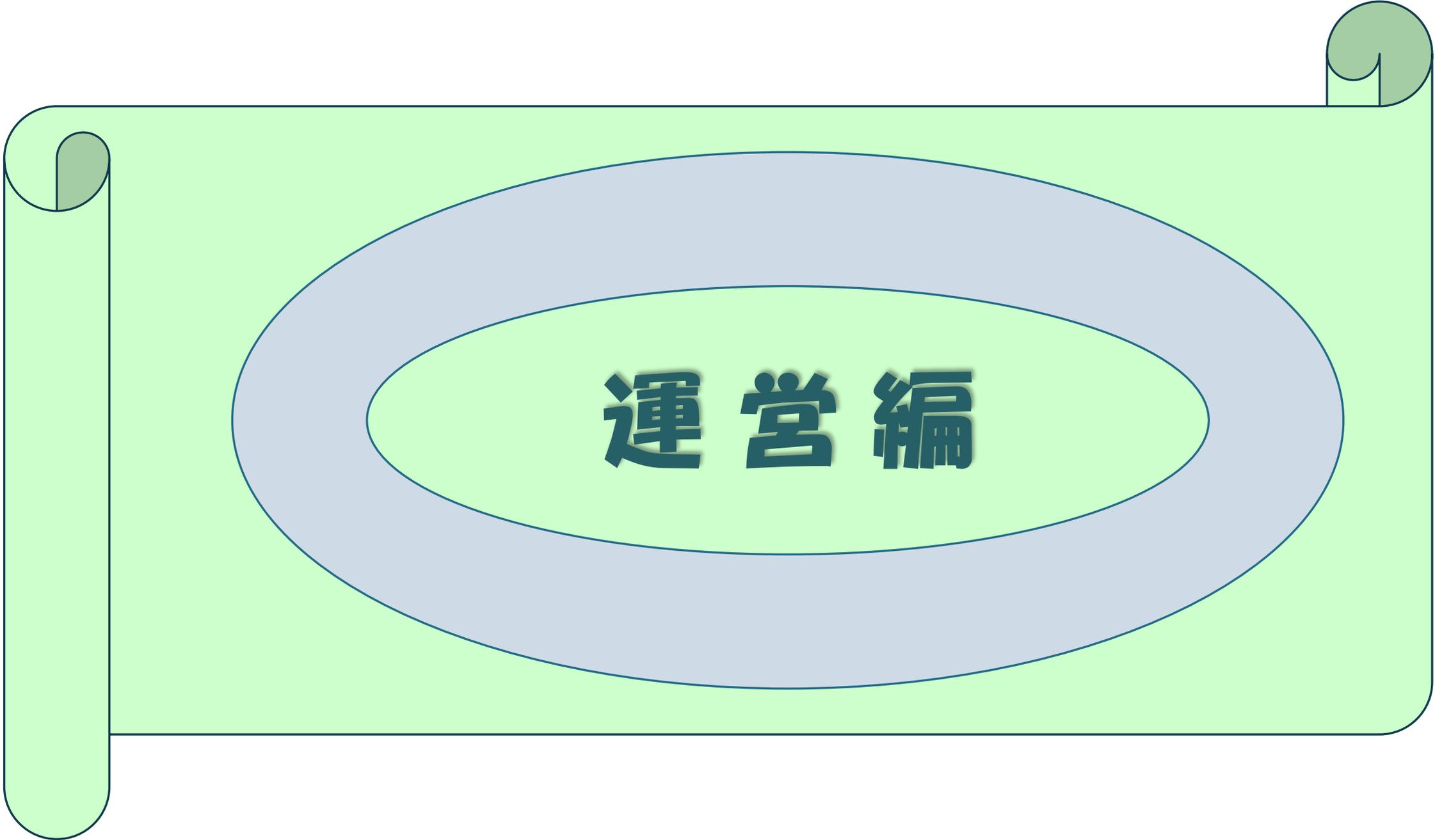
- 1 運営規程
- 2 避難・消火訓練
- 3 健康診断
- 4 安全対策
- 5 感染症・食中毒予防

## ★ 保育内容 ★

- 1 人権・虐待防止
- 2 児童の健康診断
- 3 食事中の事故防止
- 4 午睡中は仰向け寝の徹底
- 5 月1回の検便と雇入れ時検便

## ★ 会計 ★

- 1 地域型保育給付費・利用者負担



**運営編**

# 1 運営規程

運営規程には以下の項目が必要です。

- (1) 事業の目的および運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数および職務の内容**
- (4) 保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を  
求める理由およびその額**
- (6) 乳児および幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 利用の開始および終了に関する事項ならびに  
利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待防止のための措置に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育  
事業の運営に関する重要事項

運営規程は、事業の運営についての重要事項に関する規程です。そのため、実態に合った正確なものでなければなりません。

定期的に見直し、保護者や見学者には、正しい内容の運営規程を用いて説明しましょう。

毎年見直しをして  
くださいね～！



ポイントは…？

## 2 避難・消火訓練



- 避難訓練は、原則**施設の外へ実際に避難！**
- 通報訓練や引渡し訓練も、年1回以上は実施！
- 訓練記録は、お子さんや職員**の避難の様子や職員**の初期消火の動きなど、具体的に記載！****
- 不審者対応訓練は、**防災訓練とは分けて実施！**

要注意！

消火訓練は、受入児童が0人の月でも、  
必ず**消火行動を伴って**実施してください！



# 3 健康診断

事業者は、職員に対して雇入れの際の健康診断を実施し、検査結果を確認した上で従事させなければなりません。

また、年に1回以上必要な項目について医師による健康診断を行わなければなりません。

## 1 雇入れ時健康診断

採用前3か月以内の受診日のものが有効です！

## 2 定期健康診断

- 1年以内ごとに1回実施しなければなりません！
- 常勤職員は、診断項目により医師が必要ないと認めた場合に省略可となります！

気をつける  
ポイント！



### ★健康診断の項目について★

- 月当たりの労働時間が常勤職員の4分の3未満である職員については、雇入時および年1回以上の、胸部レントゲンの検査が必要です。
- それ以外の職員については、法令に定める項目について、検査が必要です。

### ★健康診断の結果について★

- 職員の健康状態を把握するために、必ず結果については確認しましょう。また、写しを保管するようにしてください。



## 4 安全対策

### 安全管理については以下のような対策！

#### 1 転倒防止

棚や家具等は、転倒しないように、固定などをする。

#### 2 落下防止

棚の上や棚の中の物が、地震等で落下しないように、固定などをする。

#### 3 誤飲防止

誤飲の危険性がある画びょうや小さなマグネット等は使用しない。

#### 4 避難経路の確保

円滑な避難のため、避難経路に障害物を置かない。

保育スペースだけでなく、子どもが立ち入る場所については、安全管理を徹底しましょう。



いざ！という時の備えが大事です～。

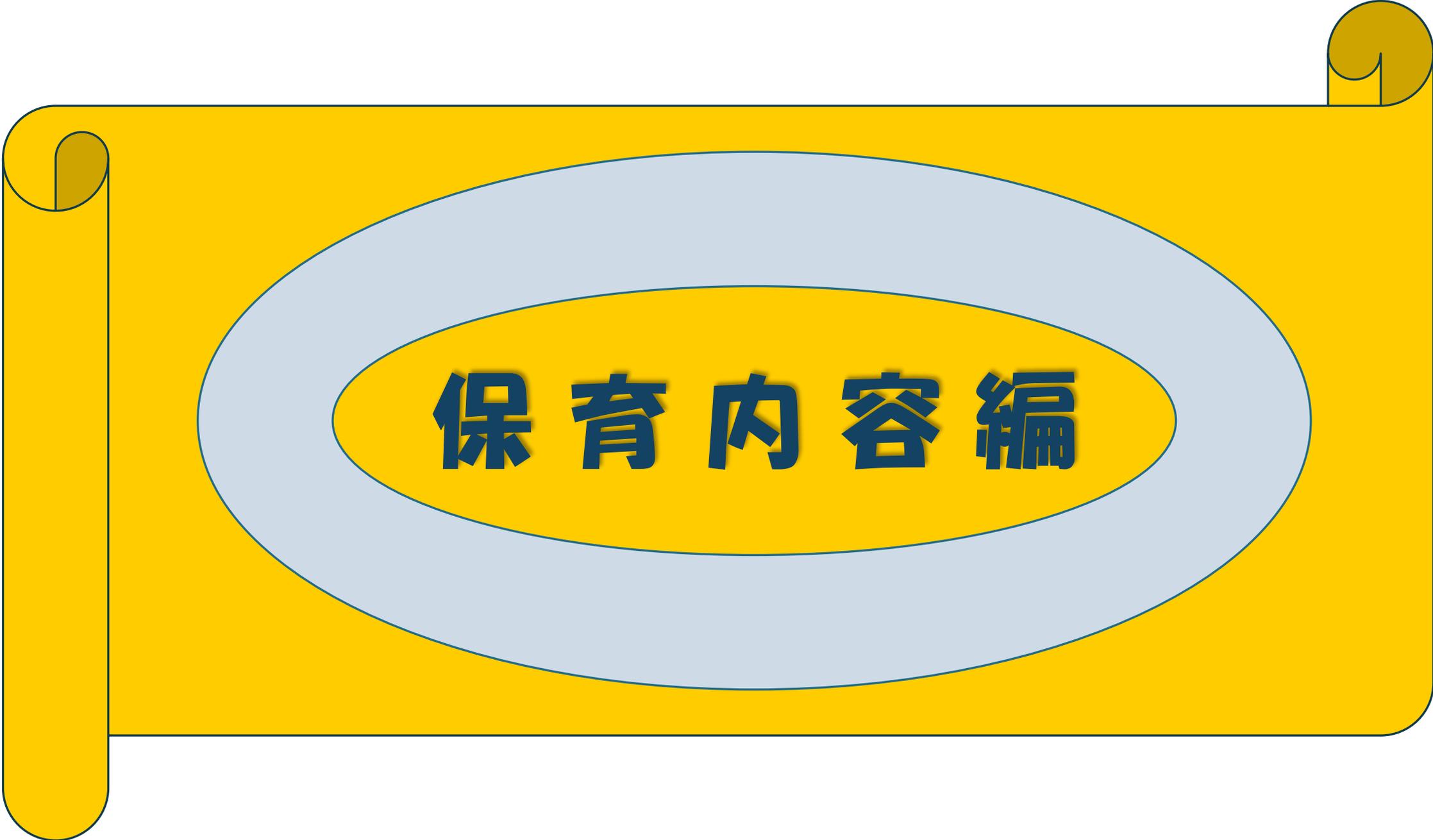
## 5 感染症および食中毒の予防

◎ 感染症および食中毒の予防については次のことに注意してください。 ◎

★感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように職員に対し、研修および訓練を定期的実施するよう努めましょう。

様々な状況を想定して  
みてくださいね～！





**保育内容編**

# 1 人権・虐待防止

◎指導検査では、特に以下の項目について確認しています。◎

- ① 身体的な苦痛
- ② 精神的な苦痛
- ③ 行動制限
- ④ プライバシーへの配慮



# 1 人権・虐待防止(1)

保育者による不適切な関わりとは、どのような状況の時に起こるのでしょうか？

## 《問題①》

かっこ ( ) 内に、あてはまる「人権・虐待防止」に関する言葉を  
考えてみましょう

- 1 : 肩や腕を乱暴にひっぱる等の行為は ( A ) を与えている可能性があります。
  - 2 : (1) 子どもの要求等に反応せず、無視や放置等の対応をしてしまうことがある。  
(2) 否定的な声掛けやみんなの前で ( B ) 等の行為をしてしまうことがある。  
(3) 「〇〇！トイレに行ったの？等、子どもを ( C ) にしている時がある。  
(4) 嫌いなものを ( D ) に食べさせてしまうことがある。
- 上記の(1)～(4)のような行為は ( E ) を与えている可能性があります。

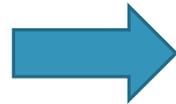


# 1 人権・虐待防止(1)



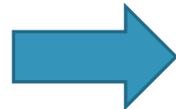
～答え～

1 : Aの答え「身体的な苦痛」



お散歩時や、急いでいる時等、思わず子どもの腕を引っ張ってしまったり、身体を押して移動させていることはありませんか？

2 : (2)Bの答え「叱る」



「いつも、そうなんだから！ダメでしょ…」等、みんなの前で言うてしまうことはありませんか？

(3)Cの答え「呼び捨て」



「親しみや愛情を込めて接しているから…」と、呼び捨てにしたり、あだ名を付けて呼んでいることはありませんか？

(4)Dの答え「無理」



たくさん食べて欲しい気持ちから、少し無理強いをして食べさせてしまうことはありませんか？

Eの答え「精神的な苦痛」

# 1 人権・虐待防止(2)

保育者による不適切な関わりとは、どのような状況の時に起こるのでしょうか？

## 《問題②》

かっこ（ ）内に、あてはまる「人権・虐待防止」に関する言葉を  
考えてみましょう

- 1：「壁ぺったんをして、ここで待っていてね。」と長い時間待機させるのは、（ A ）にあたる可能性がある。
- 2：乳児をラックやバウンサーに（ B ）にすることがある。
- 3：着替えをする子どもが（ C ）ような場所で着替えています。
- 4：もうすぐお迎えが来るので、子ども達は（ D ）で（ E ）で遊ぶことが多い。

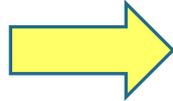


# 1 人権・虐待防止(2)



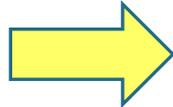
～答え～

1 : Aの答え「行動制限」



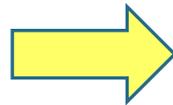
子どもに分かりやすい伝え方ということで、「壁ぺったん」や「汽車ぽっぽ」などと言って、指示や一斉行動を促していませんか？

2 : Bの答え「寝かせたまま」



乳児ラックやバウンサーに乗っていると、静かにしていたり、よく寝ているからとそのままにしていませんか？

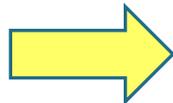
3 : Cの答え「外からも見える」



部屋の中での着替えなら、どこでも良いでしょう。と外部から見えそうな場所で、着替えていませんか？

4 : Dの答え「特定のスペース」

Eの答え「限られたおもちゃ」



例えば、もうすぐお迎えが来るからと、遊ぶおもちゃを決め、大人の都合で限られたスペース内で遊ばせていませんか？

## 2 児童の健康診断

◎ 児童の健康診断については、次のことに注意してください。 ◎

- ★児童に対し、利用開始時の健康診断を行うこと。
- ★児童に対し、1年に2回の定期健康診断を行うこと。

忘れず実施して  
ください。



# 3 食事中の事故防止

食事の介助をする際に  
注意すべきポイント

- ① ゆっくり、落ち着いて食べることができるよう、子どもの意思に合ったタイミングにする。
- ② 子どもの口に合った量にする。  
(一回で多くの量を詰めすぎない。)
- ③ 食べ物を飲み込んだことを確認する。  
(口の中に残っていないか注意する。)

気を付けたい食品

リンゴ、梨

★加熱しましょう！

提供を控えた方がよい食品

ミニトマト  
ブドウ  
白玉  
節分の豆

### 3 食事中の事故防止

食事の介助をする際に  
注意すべきポイント

- ④ 汁物、お茶などの水分を適切にとれるようにする。
- ⑤ 食事の提供中に驚かせない。
- ⑥ 食事中に眠くなっていないか注意する。
- ⑦ 正しく座っているか注意する。

ゆったりとした気持ちで、  
楽しく食べたいですね。



## 4 午睡中は仰向け寝の徹底を



◎ 午睡中は、次のことに注意して観察してください。◎

- ★睡眠中の事故防止のためにも、仰向け寝の徹底や細やかな観察も徹底しましょう。
- ★睡眠チェックは、うつ伏せや横向き寝の体勢から仰向けに直した時には、直した記録が残るようにしてください。この直した記録を残すことが大切です。
- ★睡眠中の事故を防ぐためには、お子さんの顔色が観察できる明るさを保つことが大切です。天気の良し悪しで、室内の明るさには違いがあるため、電気をつけることも必要になってきます。

## 5 月1回の検便と雇入れ時検便



検体の出し忘れを防ぐための  
チェックを工夫してみてください。

子どもに直接関わる全ての職員について、雇入れ時および月1回以上の検便の実施が必要です。

必ず検査の結果を確認してから、  
従事しましょう。

### 具体的なポイントは…？

• その月 (=当月) に問題なく従事できることをその前 (=前月) の検査結果で確認します。

• 月末の提出で結果が翌月になった場合は、月1回以上実施したことは、認められません。

★退職予定の月でも、その月に勤務する場合には、  
検便の実施をお願いしています★

### <雇入れ時のポイント>

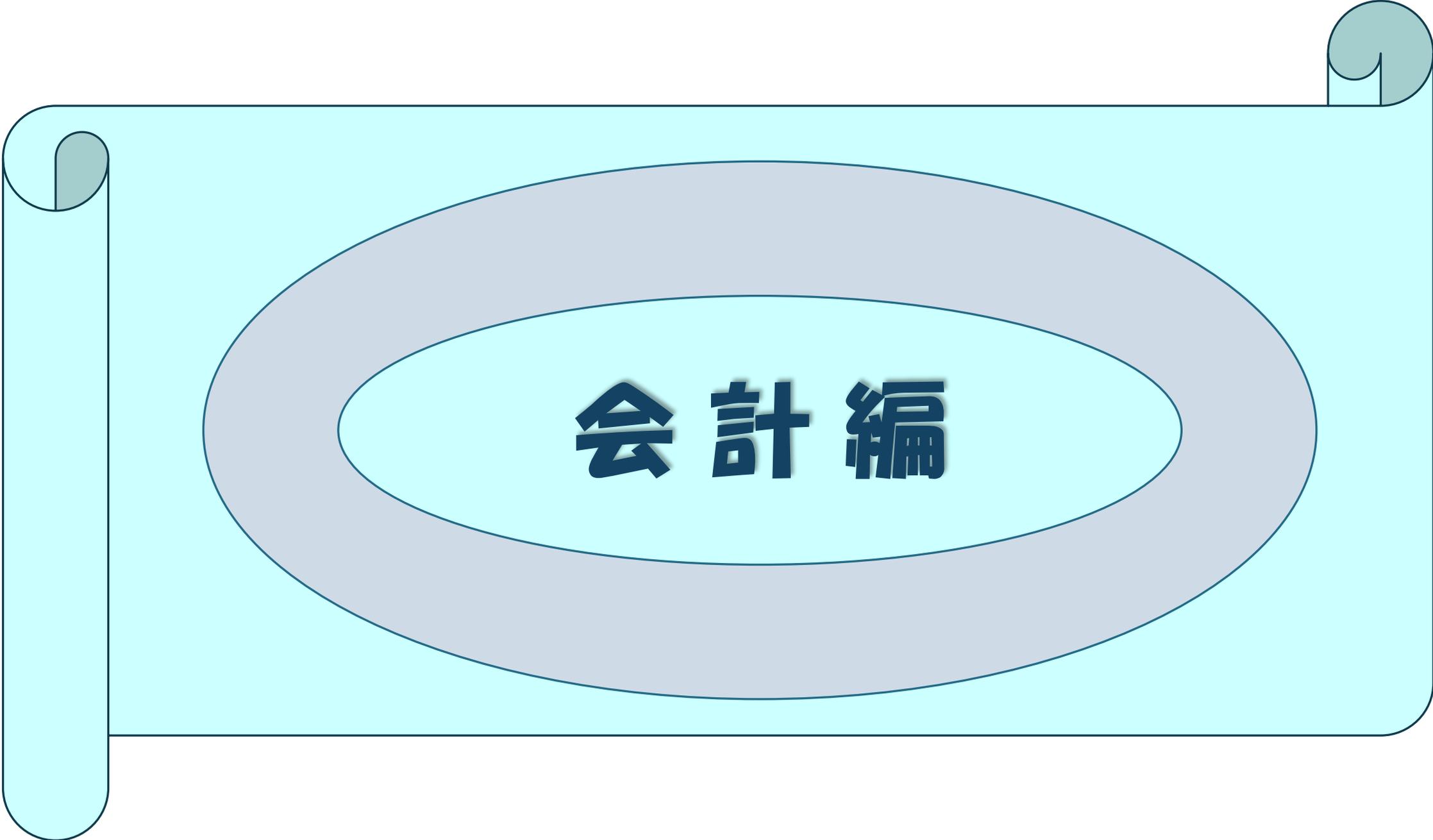
※従事する直前の検査の結果で問題がないことを確認するために行います。

例1：4月1日から従事する職員は、その前月である3月中の検便の結果を確認

例2：5月10日から従事する職員は、5月9日までに検便の結果を確認

※雇入れ時は実施したけど、その次の月を忘れがちなので要注意！

※複数の保育室で勤務する職員の、検便結果の写しを備え置いておくようにしてください。



會計編

# 1 地域型保育給付費・利用者負担

## 地域型保育給付費

保育のために支給されている  
ものです。

保育のためにきちんと使っ  
ていることを明確にするために、  
書類を適正に保管しましょう。

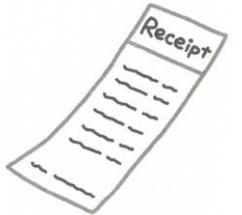
## 利用者負担

保護者から利用者負担額の  
支払いを受けた場合、領収書の  
発行が必要です。

子どもたちのため  
に大切に使ってね！



- ★ 物品購入時のレシートは、そのまま切らずに保管！



- ★ 領収書を兼ねている集金袋は、年度末に原本を保護者に。コピーを施設に保管！



# 今後の指導検査 の実施について

今後も1年に1回以上の指導検査を実施する予定です。

実施時期については未定ですが、例年どおり、原則としておおむね1か月前に実施通知を送付いたしますので、ご準備いただくようお願いいたします。



## ★指導検査の流れ★

- おおむね1か月前に実施通知をメールで送付します。
  - 事前提出書類については、メール到着後、2週間以内にご提出ください。
  - 当日の検査時間は1～2時間程度です。
  - 検査終了後、1か月程度で結果通知を郵送します。
  - 文書指摘があった場合、改善状況報告書をご提出ください。
- また、口頭指導などについても改善してください。



これからも安全安心な保育のために・・・  
ご清聴ありがとうございました

Logoフォームの  
入力・送信をもって  
完了です！  
忘れずに～！！



### 受講報告兼アンケートについて

Logoフォームでのご回答となります。  
実施通知のQRコードを読み込んでご回答ください。

提出×切：令和7年5月12日（月）必着